

Web

ウェブ
みやぎ

第15号

2011.4月号

Webみやぎ(第15号)

発行所/建設連合 宮城県建設組合

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目5番22号

宮城県管工事会館4F

TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

過去に例を見ないマグニチュード9.0の大型地震により、宮城県を中心に岩手県沿岸部・福島県沿岸部では巨大津波で多くの人命が失われ、更には家屋の倒壊や流失の被害を受けました。

組合員・ご家族の皆様そして災害に見舞われた皆様に
衷心よりお見舞い申し上げます。

当組合では激甚災害の指定を受けた『東日本大震災』に於ける対策本部を事務所内に設置しました。現在対策本部では、地震及び津波による組合員・家族の皆様の被害状況の把握を行っています。以下についてお知らせ下さい。

- ・ 組合員、ご家族の安否状況。
- ・ 家屋の倒壊(半壊を含む)、流失、焼失等の被害を受けた方。
- ・ 組合員、ご家族の避難先。

日本建設組合連合災害基金について

建設連合・宮城県建設組合が加盟している日本建設組合連合(略称『建設連合』)では、政府が激甚災害の指定をした災害にたいして『災害見舞金規定』により見舞金を支給します。該当する組合員がいらっしゃいましたらご連絡をお願いします。

支給基準
① 組合員が所有し且つ居住している家屋について、流失・消失・倒壊などによる全壊又は半壊の場合

支給額 50,000円

② 組合員が借家・賃借などによって居住している家屋について、流失・消失・倒壊などによる全壊又は半壊の場合

支給額 20,000円

③ 組合員の死亡

支給額 20,000円

④ 組合員の家族の死亡

(建設連合国保の被保険者)

支給額 10,000円

※①及び②を請求する場合には、当該市町村長あるいは当該消防署長発行の罹災(被災)証明書(コピー可)の添付をお願いします。

※お手続きまたはお問合せについては建設連合・宮城県建設組合までお願いします。



平成23年度 建設連合国民健康保険の 保険料の据置決定

平成23年2月26日(金曜日)東京品川プリンスホテルに於いて第90回建設連合国民健康保険組合の組合会が開催されました。組合会では、行政刷新会議の事業仕分の結果を踏まえ、国保組合に対する国庫補助については、法改正が必要な①定率補助②調整補助金 ③組合特定被保険者の定率補助の三つの事項について平成24年度からの実施を念頭に国会に提出され、法律改正の必要の無い事項として、平成23年度以下の事項が実施されることとなります。

- ①組合普通調整補助金の補助率
- ②特別調整補助金のうち財政調整分と経営努力分を廃止し保険者機能強化分の創設
- ③特別対策費補助金の廃止と国民健康保険組合出産一時金等補助金(仮称)創設

組織運営については、法令遵守(コンプライアンス)体制の整備を図り、更に組合の事業運営の基本となる組合員の適用については、加入時の資格確認の徹底を適切に対応して行く事とした。

組合員の適用の適正化

当組合の事業運営については、高齢化による一人当たり医療費増加の影響が被保険者数の減少を上回る療養給付費の増加、国庫補助制度改正の影響など厳しいものではあるが、建設業界を取巻く厳しい経済状況を鑑みて、医療給付費分等保険料(後期高齢者支援金を含む)、介護給付費分保険料については据置とした。

出産一時金の恒久化

保険料給付については、医療費の一部負担無料化見直し対象となる結核・精神医療費給付費を廃止し、その他は昨年度と同様とした。なお、出産一時金の支給額4万円の引上げは平成22年度までの暫定処置としていたが恒久化され42万円となった。更に、保険事業については、鍼灸施術補助金を廃止し、特定健診・特定保健指導を重点事業として実施して行く事とした。

ジェネリック医薬品の促進

医療費適正化対策事業についても、増え続ける医療費を抑制するため、ジェネリック医薬品の促進事業として、差額通知による被保険者への啓発について検討。負傷原因調査や資格喪失後受診対策も実施し医療費の適正化に努める事とした。

日本建設組合連合 組合会開催



平成23年2月26日(金曜日)東京品川プリンスホテルに於いて日本建設組合連合の平成23年度予算(案)に対しての総会が開催されました。

花粉症の対策

今年は何年よりもスギ花粉の飛散が多い年になりそうです。

花粉症を有する人の実数はわかっています。花粉症はスギ花粉が有名ですが、他にもヒノキ、ブタクサなどさまざまな植物の花粉でも花粉症になります。花粉症は自然に治る(花粉に反応しなくなる)割合は非常に低く10%未満との報告もあります。花粉症を患っている人は主に若年から壮年で、高齢になると免疫が弱くなったため自然に治ったと思われることがあるようです。

花粉症で代表的なスギ花粉の花粉症を患っている人は、北海道と沖縄には少ないとのデータがでています。北海道について理由は不明ですが、杉の花の飛散が少ないため、沖縄は気候が違いため杉が成育しにくく、ほぼ生えていません。

花粉症かな?と思われる場合には、症状がでている診療科(目がかゆいのでしたら眼科、鼻水が止まらないのでしたら耳鼻咽喉科、くしゃみやがとまらないのでしたら内科など)へ行ってみてください。アレルギー検査

査等を実施して、実際に花粉症かどうか調べられます。対症療法として薬が処方された場合、人によっては副作用で眠気や倦怠感が出たりします。どのような作用・副作用があるのか医療機関でしっかりとお話し合いをして、ご自身にあった薬の選択をしてください。

花粉症はマスクなどや薬での対処療法のほかに、アレルギーとして根治療法もあります。ただし、根治療法は誰にでも効果があるというわけではなく、保険診療にならないため費用もかかります。また、平成21年の厚生労働省の発表では、民間療法でいわれる「お茶(〇〇茶など)」や

「ヨーグルト」については「効果は不明」とされています。

花粉症はそれ自体が原因で死ぬことがない病気といわれていますが、花粉飛散の時期は不慣れた生活を強いられることとなります。現在、厚生労働省ではより簡易に根治治療ができるよう、さまざまな方法を実験・検証しています。今後、非常に有効な治療法が発表されましたら本誌でも紹介します。

非常にやっかいな花粉症の予防として、花粉症にまだなっていない人は、予防のためにできるだけ花粉との接触を避けるようにしましょう。(参考:厚生労働省ホームページより)

代表的な対症療法

花粉との接触を減らすことが代表的な対症療法になります。



屋外では...

- マスクは吸い込む花粉の量を減らす効果があります。
- めがねは目に花粉が入る量を減らすことができます。
- 帽子をかぶることは頭に付着する花粉を減らすことができます。

家に帰ってきたときは...

- 外で服を軽くたたき、服に付着した花粉を落としましょう。
- うがいはのどに流れた花粉を取り除く効果があります。また、かぜの予防にもなります。
- 洗顔は顔についた花粉を落とす効果があります。



- 他にも、花粉症のピークシーズン前に薬をもらうなどがあります。

宮城県支部からの

お知らせ

新緑のご旅行に 契約保養施設はいかがですか?

建設連合国保では、被保険者が全国約800の契約保養施設に宿泊した場合、その宿泊実費のうち1人につき4000円までの実費を年度内2泊まで補助する制度があります。施設一覧は同梱している平成23年度契約保養施設ガイドをご覧ください。

ご利用の流れ

- 1 利用したい契約保養施設に「建設連合国保の契約保養補助を使って宿泊したい」ことをお伝えして、予約をとってください。
- 2 支部へ利用者氏名、施設名、宿泊日をお知らせください。(電話でかまいません)
- 3 支部より「契約保養施設利用申込書」を組合員宛にお送りします。
- 4 利用施設でチェックインの際に「契約保養施設利用申込書」をお渡しください。チェックアウトの際の精算時に補助金額を差し引いた金額で請求されます。

就学のため 家族と住民票を離すときは

各種学校に就学のため、現在の住所から住民票を移す家族がいる場合は、同一世帯として認められます。(国民健康保険法第116条) この際には在学証明書と届出が必要になりますので、支部へご連絡を

小さな負担で大きな安心! 一人親方労災に 加入していますか?

労災保険に加入していないと仕事を請け負えないこともあります!
原則として仕事中のケガには保険証は使えません!
万が一に備えてぜひ労災保険に加入を!

※カッコは建設連合国保未加入者の場合

加入期間	一人親方労災 給付基礎日額 6,000円	事務委託料 12ヶ月分 12,600円 (25,200円)	加入金 初回のみ 0円 (10,000円)
平成23年 4月指定日から 平成24年 3月31日まで	41,610円	12,600円 (25,200円)	0円 (10,000円)
合計 54,210円 (76,810円)			

※上記加入例の場合

医療費	全額補償
休業補償	日額 4,800円 (休業4日目から)

一人親方労災の対象になる人は?

- 建設の事業に従事している
- 年間100日以上、アルバイトを含めて雇見込みがない
※従業員を使用されている方には中小事業主用の労災保険をご用意しています
- 事業所の従業員として働いていない
以上の条件をすべて満たしている方になります

さらに安心をプラス
労災受給時に上積み補償のある全国建設業労災互助会制度への加入も
できます。建築業の方は年間5,400円、その他の建設業の方は年間9,000円
からご用意しています。詳しくは窓口もしくはお電話でお問合せください。

建設連合・東北地区労働保険振興会
022-264-4221

家族が就職・住所が別になった場合など、資格がなくなった場合には、支部へ連絡のうえ、必ず保険証を返却してください。病院での受診の際には新たに加入した保険証の提示と、

**資格の無くなった保険証は
すぐに返却してください**

お願いいたします。なお、保険証はそのまま有効期限まで使用できます。
届出は2週間以内にお願ひします
引越・結婚・出産・お子様の独立等、保険証に記載されている内容に変更があった場合には届出が必要です。届出の際には添付していただく書類もあります。原則として2週間以内の届出になります。遅れると給付や還付が受けられない場合がありますので、お早めに支部へご連絡をお願いいたします。

提出いただくもの

- 療養費支給申請書 (支部に備え付けてあります)
- 医師の診断書(「治療上、装具を必要とする」旨の記載があるもの)
- コルセットやギブスの領収書のコピー (氏名が明確なもの)

保険が変わったことをお話しください。資格のなくなった保険証で受診すると、その医療費は全額自己負担になり、自己負担分を除いた医療費が請求されます。
療養費支給申請をご存知ですか?
コルセットやギブスは窓口で全額お支払になりますが、医師の診断書に治療上の必要との記載があれば療養費支給(3割は自己負担)の対象になります。いったん立替払いをしていただき、その後支部へ療養費支給申請の手続きを行ってください。

建設連合・宮城県建設組合からの お知らせ

■新入学の小学生・中学生にプレゼント

日本建設組合連合では、子育て支援制度の一環として、今春新入学する小中学生のお子様にお祝い品をお贈りしています。小学生には学校で使えるよう文具用品を、中学生には参考書の購入に使えるよう図書カードをお贈りします。まだまだ厳しい経済状況が続いておりますが、組合員様のご隆盛とお子様の健やかな成長をお祈りいたします。



■ご紹介ください

当組合では、建設連合国保・労災保険の新規加入者を募集しています。仕事場やご近所、お知り合いの方をぜひご紹介下さい。労災保険は宮城県に隣接している秋田県、岩手県、山形県、福島県に在住の方も受け付けることが可能ですので、お気軽にお問合せください。ご紹介いただいた方が加入された場合、紹介された組合員様へ粗品を進呈いたします。

※建設連合に 電話がつかない場合

建設連合・宮城県建設組合、建設連合・東北地区労働保険振興会の電話は、お掛けになった方が電話番号を非通知設定している場合は、着信せずに、ずっと通話中になる設定になっています。お電話をする場合は設定の確認をお願いします。話中で、なかなかつかないと思ったら、ご使用の電話機が非通知発信になっている場合がありますので、電話番号の前に186をつけてお電話をお願いします。
※186・022・264・4221

建設連合・宮城県建設組合の ホームページのお知らせ

ちょっとした確認やご紹介者へ
当組合の案内などにぜひご利用下さい。

▼PC版

▼携帯電話版

QRコードを読み取り
使用して下さい

パソコン版アドレス <http://miyagi-kensetu.hbf.ne.jp/>

●各種申請やご不明な点があれば、支部へご連絡ください。営業時間は平日午前9時から午後5時までです。
建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。
従って、法人に勤務する従業員は加入できません。